柳川市マスコットキャラクター「こっぽりー」着ぐるみ貸出要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、柳川市以外のものが実施する事業について、柳川市マスコットキャラクター「こっぽりー」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸出しする場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（使用承認申請）

第２条　着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター着ぐるみ借用承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が申請を必要としないと認めた場合は、この限りでない。

２　前項の申請書は、受取希望日の１か月前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

（使用承認）

第３条　市長は、前条の申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しについて承認するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。

(3) 特定の個人、団体、政治、思想若しくは宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(4) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

(5) 市の品位を損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) マスコットキャラクターのイメージを損ない、又はそのおそれがあると認められるとき。

(7) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用について不適当であると認めたとき。

２　市長は、前項の規定により貸出しを承認したときはマスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第２号）により、貸出しを承認しないときはマスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の承認に際し、条件を付することができるものとする。

４　第２項の規定により着ぐるみの使用を承認しない場合において、申請者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

（貸出料）

第４条　着ぐるみの貸出料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第５条　第３条の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。

(2) 第３条第１項各号の規定に該当するような行為をしないこと。

(3) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 着ぐるみを改造して使用しないこと。

(5) 着ぐるみを火気又は危険物の近辺で使用しないこと。

(6) 着ぐるみを雨天、降雪その他着ぐるみの汚損が予想される天候の時に屋外で使用しないこと。

(7) 第３条第３項の規定により市長が付した条件に従って使用すること。

(8) 貸出期間を遵守すること。

(9) 着ぐるみの貸出に伴う搬入及び搬出を使用者が責任を持って行うこと。

(10) 着ぐるみを着る者の体調管理及び使用時の安全対策を講じること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項に従って使用すること。

（使用承認の取消し）

第６条　市長は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この告示に定める規定に違反した場合は、使用の承認を取り消すとともに、以後の当該使用者に対する貸出しを行わないものとする。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

（現状回復）

第７条　使用者が着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、着ぐるみの補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。ただし、着ぐるみが現状修復困難な状態まで損傷している場合は、使用者に対して実費弁償を請求するものとする。

（責任の制限）

第８条　着ぐるみの使用により、使用者が被った被害及び使用者が第三者に与えた損害に対しては、市はその責めを負わない。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。